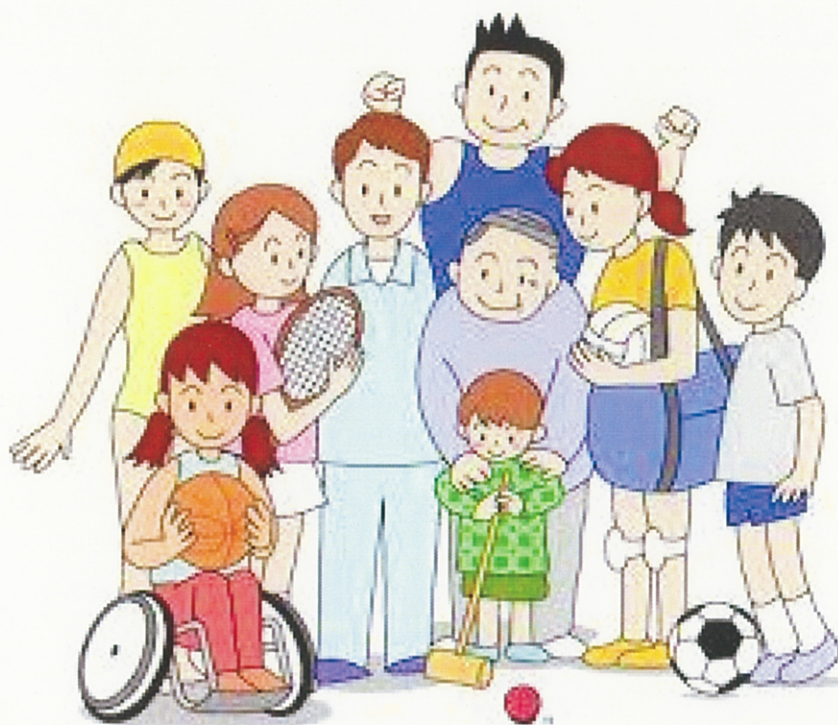


第2期「洞爺湖町地域福祉実践計画」

【平成31年度～平成35年度】



平成31年3月

社会福祉法人洞爺湖町社会福祉協議会

目 次

はじめに	P 1
第1章 計画のねらい	P 2~P 3
1 計画策定の背景と意義	
2 計画の位置づけ	
3 計画の期間	
第2章 基本理念と基本計画	P 4~P 5
1 基本理念	
2 基本目標	
第3章 第2期「洞爺湖町地域福祉実践計画」(具体的な施策)	P 6~P 14
1 施策の体系	
2 事業内容	
第4章 年次計画及び評価項目	P 15~P 17
第5章 第1期「洞爺湖町地域福祉実践計画」総合評価	P 18~P 22
資料編	P 23~P 35
1 第2期洞爺湖町地域福祉計画の概要	
2 地域福祉実践計画策定委員設置要綱	
3 実践計画策定経過	
4 地域福祉実践計画策定委員会委員名簿	

はじめに

近年、少子高齢化の進展と相まって、地域での人間関係の希薄化による「社会的孤立」や、「身体的」「経済的」「子育て」など、地域で生活課題を抱えている方が増えております。

このような生活課題・福祉課題を解決するため、「我が事・まる事」を念頭に、住民・組織・事業者・社協が一体となって連携・協働し、「助け合い」「支え合い」を意識した体制づくりが必要となっています。

このような中、多種多様な福祉課題に対応するため、洞爺湖町社会福祉協議会では、「第1期洞爺湖町地域福祉実践計画」の総合的な評価を行い、「第2期洞爺湖町地域福祉計画」と連携を図り、「やさしさあふれる 健康福祉のまちづくり」を基本理念とした「第2期洞爺湖町地域福祉実践計画」（平成31年度（2019年度）～平成35年度（2023年度））を策定委員会を設置した上で、熱心な協議を経て策定いたしました。

本計画は、「誰もが、住み慣れた地域で安心・安全に暮らせるまちづくり」を地域・住民・行政・社協が連携・協働し、地域の皆様のご理解、ご支援をいただきながら進めて参ります。

最後になりますが、本計画策定にあたり、ご尽力いただきました策定委員をはじめ、関係者の皆様に心より厚くお礼申し上げます。

平成31年3月

社会福祉法人 洞爺湖町社会福祉協議会
会 長 大久保 和 幸

第1章 計画のねらい

1 計画策定の背景と意義

急速に進む少子高齢化、都市部への人口集中、生活様式や価値観の多様化、「無縁社会」に代表される人間関係の希薄化による孤独死や家族形態の変化（核家族化）など、地域社会はめまぐるしく変化しています。

そのことに伴って、公的な福祉施策・サービスが拡充されてきていますが、孤立死や孤独死、高齢者や児童への虐待、引きこもり、自殺者の増加など、新たな問題・課題が顕著となり、制度の枠組みを越えた解決策が必要となってきています。

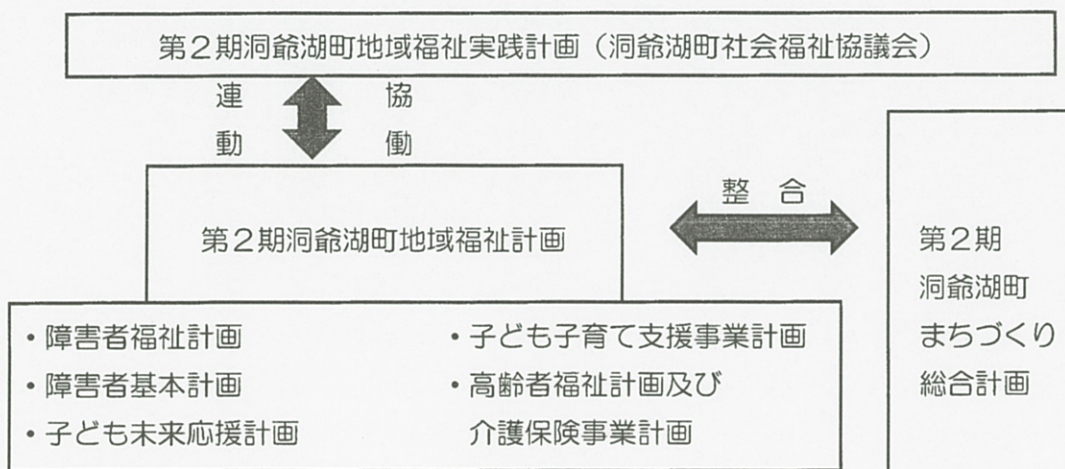
そうした中で、洞爺湖町社会福祉協議会では、第1期洞爺湖町地域福祉実践計画（平成26年度～平成30年度）を策定し、社会福祉法第109条に「地域福祉の推進を図る団体」と位置づけられているとおり、地域住民や福祉関係者、ボランティアなどと協力し、だれもが地域社会の一員として自分らしく生活が送られるよう、その時代の福祉問題・課題に対して取り組んできました。

ここに、第2期洞爺湖町地域福祉計画との連携を図りながら、多くの地域住民が地域福祉活動に参画し、お互いを支え合い助け合う、“やさしさあふれる健康福祉のまちづくり”を目指すため「第2期洞爺湖町地域福祉実践計画」を策定します。

2 計画の位置づけ（洞爺湖町地域福祉計画との関係）

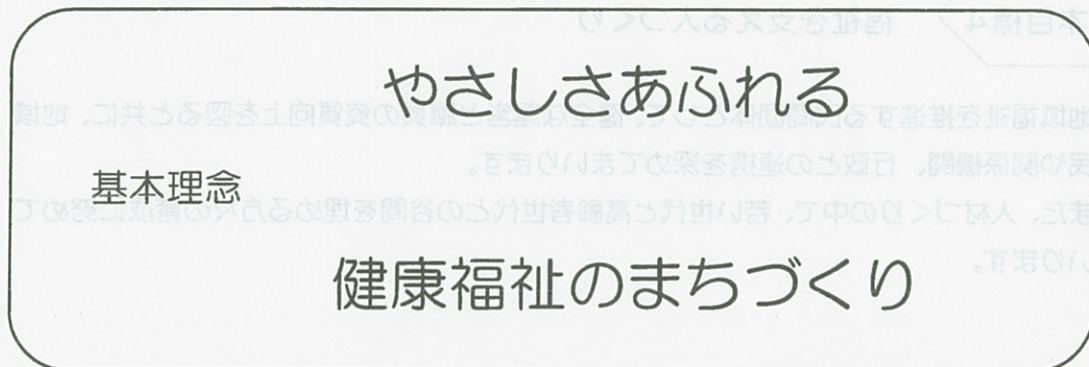
洞爺湖町が策定する洞爺湖町地域福祉計画は、地域福祉関連施策の推進と仕組みづくりを通じて、幅広い町民の主体的な参加と関係機関や行政の協働のもとに地域の福祉力を高め、「いつまでも健康で安心した暮らしを続けられる地域づくり」を推進しています。

この洞爺湖町地域福祉計画と、洞爺湖町社会福祉協議会が策定する「地域福祉実践計画」とが連動・協働し、地域の特性にあわせた地域福祉活動を展開します。



第2章 基本理念と基本目標

1 基本理念



第1期「地域福祉実践計画」で掲げたテーマを継承し、多種多様化する地域の問題・課題に真正面から取り組み、地域で暮らすすべての人が、共に支え助け合い、町や地域の方々との連携・協働のもとに、安心して暮らせる福祉社会を目指します。

2 基本目標

基本理念の実現に向け、次の4つの基本目標を掲げ、計画を推進しています。

基本目標1 福祉サービスを利用しやすい仕組みづくり

多様な福祉ニーズに対応していくため、相談窓口の利便性・専門性の向上や窓口間のネットワーク化を図り、相談窓口の機能充実を図るとともに、制度内の福祉サービスの充実とあわせて、住民やボランティア、関係機関と連携しながら、質・量ともに十分なサービスを確保します。

基本目標2 安心して暮らせる環境づくり

経済的な問題や高齢・障がいなどで困ったとき、共助（地域で連携して助け合うこと）・公助（行政や専門機関が支援・援助すること）や、共生型社会の実現により、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく社会を目指します。

基本目標3 ふれあいとつながりの場所づくり

地域における問題の解決のため、交流を深める場や地域住民の共生拠点としての居場

所（サロン、地域カフェなど）づくりを推進するとともに、地域住民をはじめとして福祉関係機関などが交流を深め、地域の連携体制を整えてまいります。

基本目標4 福祉を支える人づくり

地域福祉を推進する民間団体として、健全な運営と職員の資質向上を図ると共に、地域住民や関係機関、行政との連携を深めてまいります。

また、人材づくりの中で、若い世代と高齢者世代との谷間を埋める方々の育成に努めてまいります。

第3章 第2期「洞爺湖町地域福祉実践計画」(具体的な施策)

1 施策の体系

基本理念 「やさしさあふれる健康福祉のまちづくり」

【基本目標1】

福祉サービスを利用しやすい仕組みづくり

- ①相談支援体制の整備
- ②情報提供体制の充実
- ③福祉サービスの充実
- ④人権の確保
- ⑤生活困窮者への自立支援の充実

【基本目標2】

安心して暮らせる環境づくり

- ①地域共生社会の実現に向けた取組
- ②防犯体制・交通安全対策の推進
- ③災害時や緊急時の支援体制の強化

【基本目標3】

ふれあいとつながりの場所づくり

- ①ふれあいの充実
- ②交流の場の確保
- ③身近な情報の活用

【基本目標4】

福祉を支える人づくり

- ①福祉・人権教育と福祉に関する
広報・啓発の推進
- ②民生委員・児童委員、福祉委員、
ボランティア、福祉団体等の活動
の促進

2 事業内容

基本目標1 福祉サービスを利用しやすい仕組みづくり

1 サービスを利用しやすい環境づくり

(1) 相談支援体制の整備

①総合相談の受付

現在、「安心・安全まちづくり」を進めるため、総合相談の窓口を常時開設しています。

「介護の苦勞や不安」、「介護を受ける上での不安」、「経済上での生活の不安」など町民の間では、潜在的な不安を抱えている方が多いのが現状です。

そのため、相談窓口の明確化を図り、町民に分かりやすく、利用しやすい相談窓口の充実することや、生活保護受給者への対応や制度の谷間にいる方々に対する相談窓口を広げてまいります。

②「ふくし何でも相談会」の実施

洞爺湖町内の11の法人等が連携し、子育て・障がい・高齢者・生活困窮に関する困りごとについて、質問や相談に応じます。

日頃から気になっていること、前から聞いてみたかったことなど、気軽に相談できる機会として、原則、毎月第3月曜日午前健康福祉センターさわやかで社会福祉協議会が窓口となり各分野の担当者と連携して対応します。

(2) 情報提供体制の充実

①「社協だより」等による情報発信

「社会福祉協議会が行っている活動がはっきり分からない」という町民からの意見があるため、見やすい紙面や分かりやすい内容などの工夫をこらし、「社協だより」をもっと町民に近い情報誌としてまいります。

また、もう一つの情報手段としてのホームページについては認知度が低いことから、PRを強化し、見せ方の研究を進め、利用しやすいホームページを作成します。

②「はつらつ号」によるボランティア情報と生活支援体制整備事業の発信

「はつらつ号」によるボランティア情報誌として事業の周知のため発行を開始し、平成30年度からは生活支援整備事業の情報誌も兼ねて、ボランティアセンター事業の他にも幅

広い情報の周知を目指しています。

2 サービス向上の仕組みづくり

(1) 福祉サービスの充実

①移動支援事業の充実

洞爺湖町社会福祉協議会では、介護を必要とするお年寄りや障がいのある方など、単独での移動が困難で、単独では公共交通機関を利用することが困難な、いわゆる「移動制約者」を対象に、居宅と医療機関、福祉サービスを提供する施設間を移送するサービスを実施しています。

②配食サービスの実施

洞爺湖町社会福祉協議会では、洞爺湖町からの受託事業として、食事の調理が困難な高齢者等に対して栄養のバランスのとれた食事の提供を行う「配食サービス事業」を実施しています。食事の提供の際に利用者の安否確認もあわせて行っています。

現在は洞爺地区での実施となっており、本町地区では、利用者が少ないため民間の宅配業者を町から斡旋する形で実施されております。

③訪問介護事業の充実

「職員のスキルアップ」、「利用者が安心して利用できるサービス体制づくり」を目指し、次の項目を推進します。

(1) 利用者の支援内容の確認などを行う「担当者会議」を行い、より良いサービス提供を目指します。

(2) 他事業所との連携を考慮し、各種協議会などに積極的に出席します。

- ・とうやこケアネットワーク
- ・洞爺湖町地域包括ケアシステム会議

④通所介護事業の充実

(1) 「担当者会議」を行い、サービス内容の確認と担当業務の振り返りを行います。

(2) 個別ケアを充実させるため、生活相談員、介護職員及び看護職員によるサービス内容の検討を実施します。

(3) 内部研修、外部研修を積極的に行い、サービスの向上に努めます。

(4) 「介護者のつどい」を開催し、利用者家族のニーズに沿ったサービスの提供に努めます。

(5) 地域に開かれたデイサービスセンターを目指し、「運営推進会議」を開催し、地域の方々の視点から課題解決に努め、サービスの向上を図ります。

(6)年間行事計画をたて、季節に応じた行事を計画的に行います。

(7)地域の方々のボランティアや慰問を積極的に受け入れ、笑顔あふれるデイサービスを
目指します。

(8)他事業所との連携を考慮し、各種協議会などに積極的に出席します。

- ・とうやこケアネットワーク
- ・洞爺湖町地域包括ケアシステム会議

⑤介護予防事業の充実（はつらつ楽習！脳の健康教室の開催）

洞爺湖町社会福祉協議会では、洞爺湖町からの受託事業として、平成30年9月から「はつらつ楽習！脳の健康教室」を開催しております。

「はつらつ楽習！脳の健康教室」とは、介護認定を受けていない70歳以上の方が、認知症にならないために、毎週1回テキストをもとに気軽に脳のトレーニングをする教室です。

この「はつらつ楽習！脳の健康教室」をとおして、介護予防と生きがいづくりを支援してまいります。

(2) 人権の確保

①成年後見センターとの連携

平成26年度に室蘭成年後見支援センターが創設され、認知症・知的障害・精神障害などにより物事を判断できない方が、契約行為などを含む財産管理が必要な際に、その方に代わって行う「成年後見人」の制度が広域的に実施されるようになりました。「市民後見人養成講座」がその後開催され、洞爺湖町でも数名の方が受講を終了されています。

現在、1名の方がこの制度を利用されていますが、今後とも室蘭成年後見支援センターと連携を図りながら、サービスを必要としている方への周知を図ってまいります。

②日常生活自立支援事業

認知症高齢者や知的障がい者などで、日常生活の判断に不安のある在宅生活の方を対象に、福祉サービス利用の手続や生活費の管理を目的とした「日常生活自立支援事業」。

従前は、北海道社会福祉協議会がその業務を担っていましたが、現在は、市町村社会福祉協議会が受託を受け実施しています。

(3) 生活困窮者への自立支援の充実

①福祉金庫貸付事業

「福祉金庫貸付事業」は、洞爺湖町ライオンズクラブからの寄附金を原資として、洞爺湖町に6カ月以上住所を有する低所得世帯などに対し、緊急かつ一時的な事由により、生計の

維持が困難となった場合に、必要な資金を5万円以内で貸し付ける事業です。

対象者の状況を把握し、適正な執行を図ってまいります。

②生活福祉資金貸付事業の促進

「生活福祉資金貸付事業」は、北海道社会福祉協議会の貸付資金制度で、その相談窓口を洞爺湖町社会福祉協議会が担っています。

「生活福祉資金貸付事業」は、他の制度が利用できない低所得世帯や障がい者世帯、高齢者世帯などに対し、①総合支援資金（生活支援・住宅入居・一時生活再建費）、②福祉資金（福祉費、緊急小口資金）、③教育支援資金（教育支援、就学支援費）、④不動産担保型生活資金（不動産担保型・要保護世帯向け不動産担保型生活資金）を貸し付ける制度です。

③歳末見舞金配分事業の促進

共同募金運動の一環として、洞爺湖町社会福祉協議会と洞爺湖町共同募金委員会が主体となって、新しい年を町民みんなで迎えられるよう、町民から寄せられた共同募金を財源に、経済的に援助が必要な世帯に「歳末見舞金」として配分します。

今後は、財源確保や見舞金の額の見直しを行い、継続的な実施を促進します。

基本目標2 安心して暮らせる環境づくり

1 支え合える関係づくり

(1) 地域共生社会の実現に向けた取組

①高齢者の実態把握

洞爺湖町社会福祉協議会では、65歳以上の高齢者の安否確認、見守り活動、及び災害・緊急時の対応や、歳末防犯パトロールなど福祉活動に役立てるため、毎年65歳以上の世帯調査を民生委員の協力をいただき実施し、名簿を作成しています。

②「手助け隊」事業

洞爺湖町社会福祉協議会では、地域にお住まいの方同士によるお互い様の気持ちを大切にし、「助ける側と助けられる側」とのお互い様の関係（対等性）をつくるため、「地域たすけあい有償ボランティア事業（通称：手助け隊事業）」を実施しています。

この事業の対象者は、町内に在住し、おおむね65歳以上の方や障がい者であって、なお、身体的に日常動作が困難な方、疾病やケガ等により一時的に日常生活に支援を必要とする方、子育て中で家事等に支援が必要な方となっています。

仕組みとしては、利用者がチケットを購入し、サービス提供者にチケットを渡し、社会福祉協議会（ボランティアセンター）からサービス提供者に対し謝礼金が支払われるもので、利用者からサービス提供者に、直接報酬が支払われるものではなく、謝意を表すためのものとなっています。

2 安心・安全を支える体制づくり

（1）防犯体制・交通安全対策の推進

①福祉委員活動の充実

現在、自治会長の推薦に基づき、86名の方に社協会長から福祉委員に委嘱している。地域の誰もが住み慣れた地域で安心して暮らしていけるように、地域における社会的孤立の予防や解消を目指し、身近な見守り、支え合える関係（共助）づくりの構築に努めてまいります。

②鍵預かりサービス事業

「鍵預かりサービス事業」とは、高齢者等の孤立死、孤独死といった不幸な事故を防ぐため、事前に自宅の鍵をお預かりし、様子がおかしいと思われるときに、お預かりした鍵を使って家屋内に入り、安否を確認する仕組みです。災害時における町営住宅などの鍵の管理の検討も視野に入れて進めてまいります。

また、この事業を進めるにあたり、個人情報保護法による個人の権利などを十分に配慮して実施にあたります。

この仕組みは、「75歳以上のひとり暮らしの高齢者」や「認知症や障がいなどによって必要性を感じる方」などが対象者です。

この取り組みは、事業協力員（福祉委員や町内会役員、民生委員・児童委員など）、町内協力福祉施設、洞爺湖町社会福祉協議会などが協働して実施しています。

（2）災害や緊急時の支援体制の強化

①災害ボランティアセンターの立ち上げ

洞爺湖町が「洞爺湖町地域防災計画」に基づき、災害発生時のボランティア活動を円滑・効率よく推進するため、協設協営（情報共有の重要性から、行政側からも災害ボランティアセンターにスタッフを送り連携を図るという災害ボランティアセンターの設置方法で、京都府が提唱しています）の災害ボランティアセンターの立ち上げを目指し、その準備を進めます。

②災害ボランティアセンターの運営マニュアルの作成

災害ボランティアセンター運営を円滑に進めるため、洞爺湖町や関係機関・団体と連携を

図り、運営マニュアルを作成します。

基本目標3 ふれあいとつながりの場所づくり

1 住民のつながる場所づくり

(1) ふれあいの充実

①ふれあい交流会

閉じこもりになりがちな75歳（男性は70歳）以上のひとり世帯、夫婦ともに80歳以上の世帯を対象に、生きがいと健康づくりを目的に開催しています。多くのボランティアの協力のもと実施されていますが、今後ともボランティアの発掘や、男性参加者の増加に向け、工夫を凝らしてまいります。

②長寿まつり等に対する支援

洞爺湖町と洞爺湖町社会福祉協議会が合同で、町内に住む75歳以上の方に、長寿のお祝いとして一人1,700円を自治会を通して贈呈する事業と、社会福祉協議会が単独で、80歳になる方に傘寿のお祝いとして祝い品を贈呈する事業を行っています。

町全体での敬老会の実施が難しいため、このような形で実施しておりますが、今後の実施内容については、検討をすすめてまいります。

(2) 交流の場の確保

①サロン活動に対する支援

現在、12ヶ所で様々な特色あるサロン活動が展開しています。平成29年10月に町内でサロン活動をしている方々の情報交換や意見交換の場として「サロン活動実践者座談会」を開催。今後も年1回程度は活動者の交流の場として座談会の開催を継続する。

平成30年3月にはサロンの活動事例集を作成し、各自治会関係者に配布しました。

気軽に集える場があり、そこでは交流や情報交換があり、地域住民のつながりを深めるためにもサロンのない地域に対してサロンの立ち上げにも積極的に働きかけを行い、立ち上げの支援を行うものとする。

町民の方に幅広くサロン活動を知ってもらえるように周知するほか、担い手の活動の応援として「はつらつポイント」の推進に努めます。

②コグニの集いの開催

平成28年度に洞爺湖町地域包括支援センター主催の「サロンサポーター育成事業」でコ

グニサイズの講義と実技が実施され、平成29年の5月から7月にはその講習会に参加した方々を対象に、「コグニの集い」が開催された。その後、参加者が自主的に集まることとなり、月1回第3木曜日に開催されていました。

現在、「コグニの集い」は、一般住民に公募し、月1回第3木曜日、洞爺駅交流センターで開催され、毎回10名程度の参加があります。

2 地域における連携の体制づくり

(1) 身近な情報の活用

①福祉関係団体との情報共有

民生委員・児童委員、福祉委員、ボランティア等や、福祉関係諸団体と社会福祉協議会が連携し、地域での福祉情報や、高齢者、障害者などサービスを必要としている方々の情報を互いに共有するよう努めます。

基本目標4 福祉を支える人づくり

1 福祉意識向上の体制づくり

(1) 福祉・人権教育と福祉に関する広報・啓発の推進

①福祉協力校の指定や高校生ボランティアの活用

学校における福祉教育の推進として、福祉協力校に町内1中学校と3小学校を指定し、福祉体験学習への支援をしています。また、町内にある高校の生徒会などを中心とした若い世代のボランティア育成も図ってまいります。今後は、洞爺湖町ボランティアセンターが福祉体験学習に協力できることを積極的にPRし、協力して参ります。

②ボランティア研修会（兼福祉委員研修会）の開催

地域活動、ボランティア活動の一助になるように努め、年に1度開催している。

今後も、参加者からのアンケートなども参考にし、活動者が参加したいと思えるような内容の研修会の開催に努めます。

③若い世代の人材発掘

ボランティアの世代間交流を図り、若い世代のボランティア人材の発掘に努めてまいります。

2 みんなに出番のある地域づくり

(1) 民生委員・児童委員、福祉委員、ボランティア、福祉団体等の活動の促進

①ボランティアセンターの運営強化

ボランティア活動の啓発強化の取り組みとして、「社協だより」で洞爺湖町ボランティアセンターの情報（事業案内やボランティアの募集など）を継続的に提供し、ボランティア活動の啓発を行います。

②ボランティア人材の確保

最近、ボランティア団体では会員の高齢化などにより登録者数が減少傾向にありますが、「手助け隊」事業の推進により、個人の登録者が増えてきています。

洞爺湖町ボランティアセンターに登録するメリット（ボランティア保険加入、ボランティア研修会の案内など）をPRし、その登録者数を増やし、ボランティア人材の確保を促進します。

また、見守り隊など既存の組織を活用するなど、啓蒙、啓発を図り人材育成に努めます。

③福祉関係団体との連携強化

（1）自治会連合会との連携

福祉委員の推薦や、社協会費などの徴収、共同募金活動などいろいろな面で自治会との関わりが非常に多くあり、地域に住む高齢者だけではなく、自治会活動に関する情報の共有などを通じて、連携を図ります。

（2）老人クラブ連合会との連携

長寿社会を迎え、地域の高齢者の受け皿の基盤となる老人クラブですが、クラブ数や会員の減少などもあるので、さらに活発にできるように支援する必要があります。

（3）身体障害者福祉協会との連携

身体や精神に障害がある方でも、他の皆さんと同じようにいきいきと生活していただけるような地域を目指し、ボランティアの皆さんの協力もいただきながら、支援活動に取り組みます。

（4）北海道社会福祉協議会との連携

北海道社会福祉協議会については、社協本体の法人運営や、日常生活自立支援事業関係、成年後見制度関係など、福祉全般にわたり市町村社協とつながっていますので、常に連携を図る必要があります。全国・全道や地域の必要な情報の確保も積極的に行い、洞爺湖町社会福祉協議会が福祉活動を推進するためにさらに連携します。

第4章 年次計画及び評価項目

《 ◎・・・拡大実施 ○・・・継続実施 ☆・・・新規実施 ◇・・・検討・準備 》

基本目標1 福祉サービスを利用しやすい仕組みづくり

事業・評価項目	年次計画				
	31	32	33	34	35
1 サービスを利用しやすい環境づくり					
(1) 相談支援体制の整備					
①総合相談の受付	○	○	○	○	○
②「ふくし何でも相談会」の実施	☆	☆	☆	☆	☆
(2) 情報提供体制の充実					
①「社協だより」等による情報発信	○	○	○	○	○
②「はつらつ号」によるボランティア情報 と生活支援体制整備事業の発信	○	○	○	○	○
2 サービス向上の仕組みづくり					
(1) 福祉サービスの充実					
①移動支援事業の充実	○	○	○	○	○
②配食サービスの実施	◇	◇	◇	◇	◇
③訪問介護事業の充実	○	○	○	○	○
④通所介護事業の充実	○	○	○	○	○
⑤介護予防事業の充実（はつらつ楽習！脳 の健康教室の開催）	○	○	○	○	○
(2) 人権の確保					
①成年後見センターとの連携	○	○	○	○	○
②日常生活自立支援事業	◎	◎	◎	◎	◎
(3) 生活困窮者への自立支援の充実					
①福祉金庫貸付事業	○	○	○	○	○
②生活福祉資金貸付事業の促進	○	○	○	○	○
③歳末見舞金配分事業の促進	◇	◇	◇	◇	◇

基本目標2 安心して暮らせる環境づくり

事業・評価項目	年次計画				
	31	32	33	34	35
1 支え合える関係づくり					
(1) 地域共生社会の実現に向けた取組み					

事業・評価項目	年次計画				
	31	32	33	34	35
①高齢者の把握	○	○	○	○	○
②「手助け隊」事業	○	○	○	○	○
2 安心・安全を支える体制づくり					
(1) 防犯体制・交通安全対策の推進					
①福祉委員活動の充実	○	○	○	○	○
②鍵預かりサービス事業	○	○	○	○	○
(2) 災害や緊急時の支援体制の強化					
①災害時要支援者支援体制の強化	○	○	○	○	○
②災害ボランティアセンターの整備	◇	◇	◇	◇	◇

基本目標3	ふれあいとつながりの場所づくり
--------------	------------------------

事業・評価項目	年次計画				
	31	32	33	34	35
1 住民のつながる場所づくり					
(1) ふれあいの充実					
①ふれあい交流会	◎	◎	◎	◎	◎
②長寿まつりに対する支援	◇	◇	◇	◇	◇
(2) 交流の場の確保					
①サロン活動に対する支援	○	○	○	○	○
②コグニの集いの充実	○	○	○	○	○
2 地域における連携の体制づくり					
(1) 身近な情報の活用					
①福祉関係団体との情報共有	○	○	○	○	○

基本目標4	福祉を支える人づくり
--------------	-------------------

事業・評価項目	年次計画				
	31	32	33	34	35
1 福祉意識向上の体制づくり					
(1) 福祉・人権教育と福祉に関する広報・啓発の推進					
①福祉協力校の指定	○	○	○	○	○
②ボランティア研修会（兼福祉委員研修会）の開催	○	○	○	○	○
2 みんなに出番のある地域づくり					

事業・評価項目	年次計画				
	31	32	33	34	35
(1) 民生委員・児童委員、福祉委員、ボランティア、福祉団体等の活動の促進					
①ボランティアセンターの運営強化	◎	◎	◎	◎	◎
②ボランティア人材の確保	◎	◎	◎	◎	◎
③福祉関係団体との連携強化	○	○	○	○	○

第5章 第1期「洞爺湖町地域福祉実践計画」総合評価

第1期「洞爺湖町地域福祉実践計画」は、平成26年度を初年度として、平成30年度までの5年間を計画期間として策定されたもので、これは洞爺湖町が当初策定した第1期洞爺湖町地域福祉計画（平成25年度～平成29年度）に1年遅れで策定されたものでした。

こうした中、従来の各種計画を遂行しつつ、必要に応じて理事会・評議員会の議決を得て、新規事業にも着手してきました。

以上のことから、今回の総合評価では、当初計画にない新規事業も該当する分類に当てはめ、計画及び評価対象に追加しました。

(1) 評価の基準

基本目標1～4の実践項目18項目、36事業を評価対象としています。

個別の実践事業については、方向性どおりに推進されていれば「基準点」3の評価とし、下記の評価区分としました。

【評価区分表】

	得点
非常に評価できる	5.0
かなり評価できる	4.0
普通に評価できる	3.0
少し評価できる	2.0
ほとんど評価できない	1.0

(2) 評価の手順

基本目標ごとの「事業実践」の評価を行い、「実践項目」、「基本目標」の全体評価を行いました。

(3) 基本目標ごとの評価結果（得点）

基本目標1「福祉サービスの適正な利用」

12事業 37点

「相談支援体制の整備」の項目では、関係機関との連携の中で、就労相談、経済的支援に関する相談などは実施されてきたものの、福祉全体への相談については不十分であった。

また、相談窓口の周知が不足しており、「ふくし何でも相談会」とあわせてPRが必要である。

「必要なサービスを利用できる仕組みの確立」の項目では、高齢者の実態を把握した中で、ニーズの把握まで至らず、必要なサービスへの結び付けが不十分であった。

また、社協の情報発信の手段である「社協だより」については、年4回の発行ということで、十分機能を果たすことが出来ておらず、ホームページの更新を随時行い、情報発信を充実させることが必要であった。その中で、新規事業である生活支援体制整備事業を展開するに当たり発行した、「はつらつ号」により情報発信の補完が行われました。

サロン活動に対する支援については、サロンの事例集「うちの町のサロン」を作成し、生活支援コーディネーターが定期的にサロンを訪問することで、間接的な支援が行われました。今後の課題として、ボランティアポイントの活用などによるサロン運営に対する助成や参加者増に向けた取組が必要となっています。

福祉金庫貸付事業については、常習性のある利用者が増えていることや、返済滞納者（特に生活保護受給者）が発生してきていることから、町とともに対応を検討していくことが必要である。

生活福祉資金貸付事業については、道社協からの移管事業であるため、住民周知が不足しており、貸付が必要な方への貸付が十分に行われていませんでした。

長寿者（傘寿）へのお祝い品贈呈事業と長寿まつりへのお祝い金贈呈事業については、自治会と協議しながらそのあり方や助成の仕方について検討が必要である。

「サービス利用に結びついていない要援護者への対応」の項目では、社協独自での取組は行われなかったが、町の保健部門での支援を必要とする人の情報把握として、「げんきクラブ会員（旧特定高齢者）の把握事業」により、支援が必要な人の情報の共有化が図れた。

「利用者の権利擁護」の項目では、室蘭市広域成年後見センターとの連携により、市民後見人による後見業務が実施されており、ある程度の成果が見えてきています。

しかし、日常生活自立支援事業については、住民周知が不足しており、利用者がごくわずかとなっており、制度周知を進めなければなりません。

第三者委員制度については、社協が提供する福祉サービスについて、利用者等からの苦情への適切な対応を行うことにより、中立性や客観性を確保し、利用者個人の権利を擁護するとともに、苦情の円滑、円満な解決を図り、サービスの利用を支援することを目的に設置され、現在、3名の方が委嘱されております。近年は苦情の申し出もなく良好な福祉サービスの提供が行われている。

基本目標2「安心して暮らせる環境づくり」

8事業 29点

「多様なサービスの参入促進」の項目では、ふれあい交流会の対象範囲を広げ、利用者の拡大を図っているが、同じメンバーでの実施となっている点で課題がある。しかし、送迎や食事のボランティアが充実してきていることや、利用者情報（クチコミ）でわずか

はあるが、利用者に変化が出てきているので、あらゆる情報ツールを使って周知を図っていかねばなりません。

配食サービスは、虻田地区での利用が少ないことから、民間の宅配サービス事業者に移行したが、洞爺地区では、現在も14名の利用者登録があることから継続実施をしている。

コスト面などの問題もあることから、行政と連携しながら今後の検討が必要となっている。

総合的な生活支援のための移動支援事業（福祉有償運送事業）は、平成21年度から開始し、延べ利用者数は平成21年には1,280人であったのが、平成29年には2,009人となり、公共交通機関の縮小に伴い、移動困難者が増え、サービス利用希望者が増加する傾向にあります。

介護保険事業では、サービス内容を内訳別にみると、訪問介護サービス利用者では平成12年には15名でしたが、平成29年には24名と増加傾向にあり、通所介護サービス利用者では平成12年には19名で、平成29年にも20名と停滞しております。

また、それぞれのサービスごとの利用者の介護度別内訳をみると、訪問介護サービスでは、事業対象者が1名、要支援1が3名、要支援2が6名、要介護1が11名、要介護2が3名となっています。また、通所介護サービスでは、事業対象者が1名、要支援1が3名、要支援2が4名、要介護1が12名となっています。

通所介護においては、平成28年度からは、定員18人以下の事業所が対象となる「地域密着型」へと移行し、所轄官庁が北海道から洞爺湖町に代わっております。

洞爺湖町内の介護保険施設の状況を見ると、入所施設が増えている状況にあります。

こうした状況の変化や介護保険制度の改正などをしっかりと見据えながら、洞爺湖町社会福祉協議会が行う訪問介護事業、通所介護事業を中・長期的な視点に立って展開するための方針の策定が求められます。

「保健・福祉・医療の連携」の項目では、福祉委員活動の充実では、平成30年には各自治会から推薦を受けた85名の方を福祉委員に委嘱しており、各自治会内での高齢者や障害者・子供たちに対する見守りや声かけ活動行っていただいております。

年に1回ボランティア研修会とあわせて福祉委員研修会を開催し、スキルアップを図っております。

基本目標3「住民参加の促進」

9事業 30点

「地域福祉活動団体等への支援」の項目では、赤い羽根共同募金による活動支援と福祉活動推進として、手をつなぐ育成会、身体障害者福祉協会、老人クラブ連合会、保護司会などへ助成金を交付し、各団体の運営の一助となっているが、その活用方法に課題のある団体もあり、対象団体を精査していくことが必要となっている。

また、福祉活動の推進として、ふれあい交流会、広報活動、福祉協力校への活動助成と

福祉員活動への支援を行っている。ボランティアセンターへの支援では、「はつらつポイント事業」の財源として活用しているほか、福祉委員やボランティアへの研修事業開催に寄与している。

歳末助け合い運動による活動推進として、歳末見舞金贈呈事業においては、基準額に満たない生活困窮者に対し、1世帯20,000円、家族1人に対し10,000円を支給しておりますが、歳末助け合い募金の実績額が横ばいであるのに対し、申請者が増加傾向にあるため、財源、基準額、支給額などを含め見直しが必要となっている。

新入学児童「愛・ランドセル事業」については、イオン北海道(株)からの寄贈により平成23年度から開始しており、ひとり親世帯や生活困窮世帯への寄贈をおこなっております。

平成28年度には、イオン北海道(株)から寄贈いただいたランドセルが在庫をつき、歳末助け合い募金にて賄ってまいりましたが、上記のように歳末助け合い募金の財源が不足ぎみとなってきたことから、平成30年度からは事業廃止することとした。

基本目標4「固有の福祉課題への対応」

7事業 16点

基本目標4については、社協として独自の取り組みは行っていないが、町や関係機関、団体との連携の中で固有の福祉課題への対応を行っている。

(4) 全体評価

基本目標1～4の全事業計画数は36事業となり、総得点は112点となりました。全体評価を平均得点であらわすと「3.1」となりました。

(5) 総括

①会費について

洞爺湖町社会福祉協議会が行う諸事業のうち、法人運営事業及び社会福祉事業の主たる財源は会費・寄附金・補助金ですが、この中で会費については、一般会費及び賛助会費により賄われている。

一般会費については、町から交付される自治会交付金の中から一律控除しているため町民の了解のもとに納入されているものではないため、町民の理解が得られていない。

賛助会費については、町民に対し封筒による徴収形態をとっているため、自治会長からは二重徴収ではないかという疑問も投げかけられていることから、理事会において賛助会費を企業・事業主等からの徴収に変更してはという協議を行ったが、理事会等に対する負担増となるなどの意見があり、現行体制とすることとなった。

特に、賛助会員の獲得のためには、「広報活動」を充分に行い、計画的に企業や事業所に対する勧誘活動が必要である。

②小地域ネットワークについて

高齢独居世帯や高齢者夫婦世帯を対象とする「ふれあい交流会」や各自治会で実施されている「サロン活動」、「福祉委員活動」など地域における声かけや安否確認などの見守り活動から日常生活自立支援事業、成年後見制度を計画的に実施しており、充分とは言えないが、地域住民に浸透してきている。

また、平成30年9月6日未明に発生した「胆振東部地震」を教訓に、今後は、洞爺湖町と自治会などと連携を保ちながら、災害弱者などへの支援体制づくりを図る必要があると考えています。

③防災対策への参画について

洞爺湖町地域防災計画並びに第2期洞爺湖町地域福祉計画との連携を図りながら、要援護者・災害弱者対策への参画を行います。

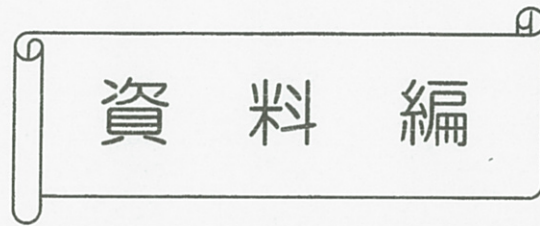
④介護保険事業について

洞爺湖町の高齢者の実態は、人口では3,771人で、高齢化率が42.7%となっており、65歳以上に占める要介護者の割合も18.1%となっています。

訪問介護サービスにおいては、利用者はほぼ横ばいとなっているが、通所介護サービスにおいては、利用者が減少傾向にあります。

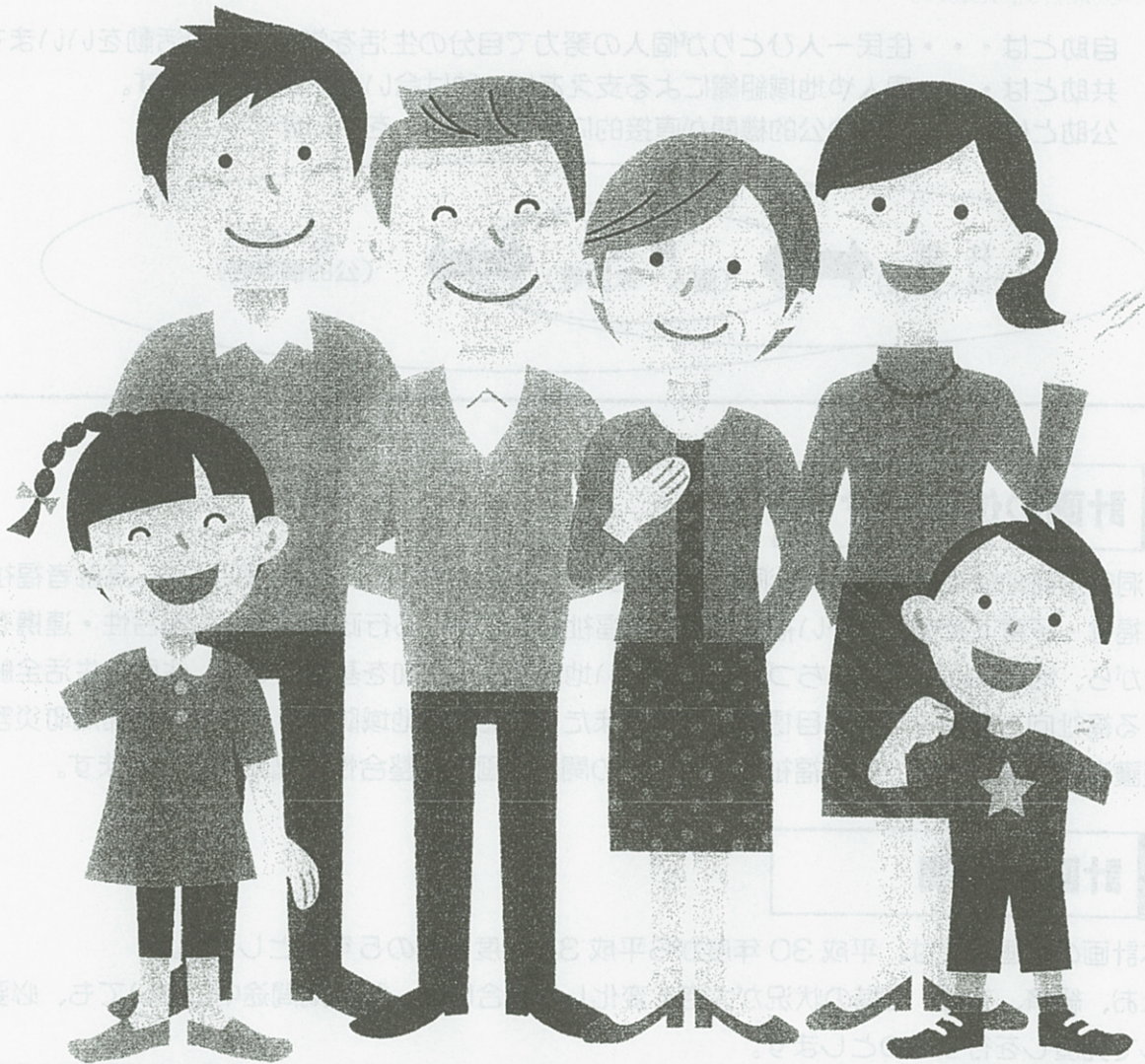
一方、施設面を見ると、入所施設の開設などがあり、ベッド数も増加傾向にあります。

こうした状況の変化や介護保険制度の改正などをしっかりと見据えながら、「第7期洞爺湖町高齢者福祉計画及び介護保険事業計画」を参考に、洞爺湖町社会福祉協議会が行う介護保険事業を中・長期的な視点に立って展開するための方針・事業計画の策定が求められます。



資料編

第2期 洞爺湖町地域福祉計画



平成 30 年 3 月
洞 爺 湖 町

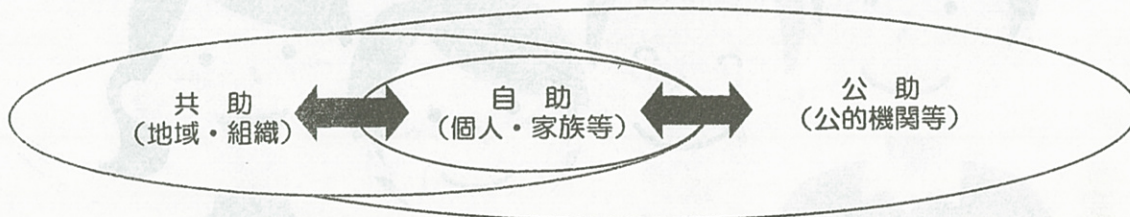
1 地域福祉計画とは

地域福祉とは、高齢者福祉・障がい者福祉・児童福祉などの対象者ごとの福祉サービスだけでなく、自分たちが住んでいる地域社会の生活課題を発見し、解決していこうとするものです。

具体的には、支援を必要としている人やその家族が、地域社会の中で自立した生活を送ることができるように、公的サービスのみならず、地域住民のふれあい交流活動や見守り活動、助け合い活動、健康づくりといった支援・支え合いを、地域でお互いに行っていくことであり、その「地域での支え合い」を含め、住民と行政とが協働しながら、どのように進めていくか定めたものが地域福祉計画です。

地域福祉概念図

- 自助とは・・・住民一人ひとりが個人の努力で自分の生活を営む個人の活動をいいます。
- 共助とは・・・個人や地域組織による支えあい、助け合いの活動をいいます。
- 公助とは・・・行政や公的機関が直接的に支援することをいいます。



2 計画の位置付け

「洞爺湖町地域福祉計画」は、「洞爺湖町まちづくり総合計画」の下位計画として、高齢者福祉、児童福祉・子育て支援、障がい福祉等、他の福祉分野における行政計画等との整合性・連携を図りながら、地域住民主体のまちづくりや幅広い地域住民の参加を基本として、住民の生活全般にわたる福祉向上を図ることを目標とします。また「洞爺湖町地域防災計画」や「洞爺湖町災害時要援護者避難支援計画」等の福祉以外の分野の関連計画とも整合性を図って策定します。

3 計画の期間

本計画の計画期間は、平成30年度から平成34年度までの5年間とします。

なお、経済、社会、地域の状況が大きく変化した場合には、計画期間途中においても、必要に応じて見直しを行うものとします。

	H25年度	～	H29年度	H30年度	H31年度	H32年度	H33年度	H34年度	H35年度	～	H39年度
第1期	計画期間										
第2期		見直し		計画期間							
第3期							見直し		計画期間		

4 基本理念

基本理念とは、本計画を推進する上で基軸となるものであり、本計画における全ての施策は基本理念の実現に向けた構成となります。

前期計画では、「保健・福祉・介護・医療・住民が連携し、サポート体制の充実を図ることで、いつまでも健康で安心した暮らしを続けられる地域の創造を目指す」という洞爺湖町まちづくり総合計画の健康・福祉分野における目標にあわせて、『やさしさあふれる健康福祉のまちづくり』を基本理念としています。

本計画においても、前期計画における基本理念を変更せず、引き続き理念の実現に向けた取り組みを推進します。

基本理念

やさしさあふれる 健康福祉のまちづくり

5 基本目標

基本理念である「やさしさあふれる健康福祉のまちづくり」の実現に向け、計画期間の5年間で実現すべきこととして、次の4項目を「洞爺湖町地域福祉計画における基本目標」として、総合的に推進します。

基本目標1

福祉サービスを利用しやすい仕組みづくり

基本目標2

安心して暮らせる環境づくり

基本目標3

ふれあいとつながりの場所づくり

基本目標4

福祉を支える人づくり

住民一人ひとり、地域・関係団体、行政がそれぞれの立場で、支えあい、連携をとりながら地域福祉に取り組んでいきます。

住民一人ひとりの取り組み（自助）

基本目標1 福祉サービスを利用しやすい仕組みづくり

（1）相談支援体制の整備

- ◆困りごとや不安を抱え込まず、身近な相談先や相談窓口を積極的に活用しましょう。
- ◆地域に困っている人がいたら声をかけ、身近な相談先や相談窓口を紹介してあげましょう。

（2）情報提供体制の充実

- ◆広報誌や社協だよりに目を通す習慣を身につけましょう。
- ◆福祉制度やサービス等に関心を持ち、情報を収集しましょう。

（3）福祉サービスの充実

- ◆自分の生活にかかわる福祉サービスに関心を持ち、必要なサービスを利用しましょう。

（4）人権の確保

- ◆成年後見制度や日常生活自立支援事業などのサービス利用者の財産や権利を守る制度について理解を深め、必要に応じて活用していくよう心がけましょう。
- ◆虐待と思われるようなことに気づいたら、すぐに行政や民生委員・児童委員、福祉委員、ボランティア等に相談しましょう。

（5）生活困窮者への自立支援の充実

- ◆日頃から地域とのつながりを大切にしましょう。
- ◆必要だと感じたら、相談窓口を活用しましょう。

基本目標2 安心して暮らせる環境づくり

（1）地域共生社会の実現に向けた取組

- ◆積極的にあいさつや声かけをするなど、普段からコミュニケーションをとりましょう。
- ◆地域での行事やイベントに積極的に参加することで、地域の様々な世代の人との交流を持ちましょう。

（2）防犯体制・交通安全対策の推進

- ◆不審な人や車を見かけたり、不審な電話などの被害にあったら、周りの人や警察、役場に連絡・相談しましょう。
- ◆登下校時の子どもに、積極的に声かけをしましょう。
- ◆住民一人ひとりが、交通安全を意識し、交通マナーを守るよう心がけましょう。

（3）災害時や緊急時の支援体制の強化

- ◆災害時の緊急連絡先や避難場所等について、日頃から確認や準備をしておきましょう。
- ◆災害時に備え、非常時持ち出し品や非常備蓄品の準備をしましょう。
- ◆自分の身は自分で守るという意識を持っておきましょう。

基本目標3 ふれあいとつながりの場所づくり

（1）ふれあいの充実

- ◆地域の中で、積極的にあいさつや声かけを行いましょ。
- ◆地域の行事や活動に関心を持ち、積極的に参加しましょ。

(2) 交流の場の確保

- ◆集会所などの身近な地域の施設を、交流活動や集いの場として活用しましょう。
- ◆公共施設を利用するにあたっては、マナーを守って使用しましょう。
- ◆地域交流の場である「地域食堂」を積極的に活用しましょう。

(3) 身近な情報の活用

- ◆広報や回覧文書等には目を通し、家族の中で情報を共有しましょう。
- ◆地域の情報に関心を持ち、地域の理解を深めるよう心がけましょう。
- ◆ひとり暮らし高齢者などは緊急時の連絡先等について、隣近所に伝えておくよう心がけましょう。

基本目標4 福祉を支える人づくり

(1) 福祉・人権教育と福祉に関する広報・啓発の推進

- ◆福祉や人権に関わるさまざまな問題に関心を持ち、講演会や学習会、交流行事等に積極的に参加し理解を深めましょう。
- ◆広報誌やパンフレットなどをきちんと読み、正しい知識を得ましょう。
- ◆家庭内で福祉について話し合う機会を持ちましょう。

(2) 民生委員・児童委員、福祉委員、ボランティア、福祉団体等の活動の促進

- ◆民生委員・児童委員等の役割について理解し、その活動に積極的に協力しましょう。
- ◆ボランティア等の活動に関心を持ち、参加しましょう。
- ◆ボランティア養成講座等に積極的に参加しましょう。
- ◆地域福祉を担う人材の一人として、自身のできる範囲で地域活動に参加しましょう。

地域・関係団体などの取り組み（共助）

基本目標1 福祉サービスを利用しやすい仕組みづくり

(1) 相談支援体制の整備

- ◆民生委員・児童委員、福祉委員、ボランティア等の関係団体は、地域における相談活動の充実と、その周知に努めましょう。

(2) 情報提供体制の充実

- ◆高齢者世帯やひとり暮らし高齢者と連絡を密にし、情報を伝えましょう。
- ◆地域の自治会長他役員、民生委員・児童委員、福祉委員、ボランティア等が、福祉サービスや福祉活動に関する情報を伝えましょう。
- ◆地域活動や行事など身近な場における情報を伝えましょう。

(3) 福祉サービスの充実

- ◆サービス事業者は保健・医療・福祉専門職の研修会や勉強会、情報共有の機会に積極的に参加しましょう。
- ◆民生委員・児童委員、福祉委員、ボランティア等は積極的に研修会等に参加しましょう。

(4) 人権の確保

- ◆成年後見制度や日常生活自立支援事業などの利用が必要な人を把握し、利用につなげましょう。
- ◆サービス事業者は、サービス利用者一人ひとりの人格を尊重してサービスを提供しましょう。
- ◆虐待を未然に防ぐため、見守り活動を通して、問題の早期発見に努めましょう。
- ◆個人情報の取り扱いやプライバシーについて、十分注意を払いましょう。

(5) 生活困窮者への自立支援の充実

- ◆支援が必要だと思われる人がいたら、関係機関へ相談しましょう。
- ◆気軽に相談できる環境づくりに努めましょう。
- ◆民生委員・児童委員、福祉委員、ボランティア等は必要な知識を学べるように研修会等に参加しましょう。

基本目標2 安心して暮らせる環境づくり

(1) 地域共生社会の実現に向けた取組

- ◆民生委員・児童委員など、地域全体で連携・協力して、ひとり暮らし高齢者や高齢者のみの世帯を中心に訪問や安否確認などの見守り活動を行いましょう。
- ◆地域でひとり暮らし高齢者の緊急時の連絡体制を把握しておきましょう。
- ◆地域内で問題を発見したときの相談・連絡のための連絡網をつくりましょう。

(2) 防犯体制・交通安全対策の推進

- ◆戸締りや不審者に気をつけるようにお互いに声をかけ合いましょう。
- ◆不審者や危険箇所等の防犯情報を共有し、注意しましょう。
- ◆学校やPTAなどの関係団体や警察など公的機関と連携し、地域の中での自主的な防犯活動や交通安全対策を進めましょう。
- ◆子どもの見守り等の活動をさらに推進しましょう。

(3) 災害時や緊急時の支援体制の強化

- ◆各地域における自主防災組織の設置に努め、積極的に参加しましょう。
- ◆子どもやひとり暮らしの高齢者、障がいのある人など災害時や緊急時の要援護者について把握し、関係機関などと情報を共有しておきましょう。
- ◆高齢者や障がいのある人も参加して、日ごろから地域単位で防災訓練を行いましょう。

基本目標3 ふれあいとつながりの場所づくり

(1) ふれあいの充実

- ◆地域の中で積極的に、あいさつや声かけを行いましょう。
- ◆気軽に様々な住民が参加できる行事やイベントを企画・開催し、交流の機会を広げましょう。
- ◆行事・イベントのときなど、隣近所で声かけをし、参加しやすい雰囲気をつくりましょう。
- ◆若い世代や転入者と話す機会を増やし、受け入れやすい体制や雰囲気をつくりながら、地域への関心を高めましょう。

(2) 交流の場の確保

- ◆集会所などの身近な地域の施設を、交流活動や集いの場として活用しましょう。
- ◆地域の高齢者と子どもを交えた行事等の開催や各種イベントを行うなどの世代間交流、また高齢者同士、親同士といった横のつながりの交流など、さまざまなふれあいの場をつくりましょう。

(3) 身近な情報の活用

- ◆近所づきあいや地区の集まりなど、さまざまな地域活動の中で、民生委員・児童委員、福祉委員、ボランティア等を中心に、身近な地域での福祉情報を共有しましょう。
- ◆地域の活動や行事を通じて、ひとり暮らしの高齢者などの情報を地域の中で共有しましょう。

基本目標4 福祉を支える人づくり

(1) 福祉・人権教育と福祉に関する広報・啓発の推進

- ◆地域福祉に関する情報の広報・啓発に努め、地域で支え合うための交流活動の大切さや、地域での支え合い活動を促す福祉意識の醸成を図ります。
- ◆学校での福祉教育を推進するほか、さまざまな機会を利用し、地域住民の福祉に対する意識の向上や福祉についての教育を推進します。
- ◆企業に障がいのある人に対する法定の雇用率を守るような広報・啓発に努めます。

(2) 民生委員・児童委員、福祉委員、ボランティア、福祉団体等の活動の促進

- ◆民生委員・児童委員、福祉委員、ボランティア等に対する認知度を高めるため、広報紙等を通じて、活動内容などを紹介します。
- ◆広報紙やホームページを利用して、継続的にボランティア活動に対する理解と協力を求めるとともに、ボランティアへの参加を呼びかけ、ボランティア活動に参加したい人がスムーズに参加できるような体制づくりを図ります。
- ◆社会福祉協議会で実施している「有償ボランティア事業」及び「ボランティアポイント事業」を広く周知し、ボランティアの人材の確保に努めます。

行政の取り組み（公助）

基本目標1 福祉サービスを利用しやすい仕組みづくり

(1) 相談支援体制の整備

- ◆悩みを抱えた人の相談窓口について周知します。
- ◆相談窓口の情報を町広報誌や町ホームページに掲載し、相談窓口の利用を促進します。
- ◆子育て支援センターや地域包括支援センターなどの分野ごとの専門相談機関や身近な地域の相談先について、住民の周知と利用促進に努めます。
- ◆個別性の高い課題に適切に対応できるよう、専門職の確保、スキルアップを図ります。

(2) 情報提供体制の充実

- ◆広報誌やホームページの充実を図り、必要な情報や実情を地域の方に分かりやすく周知し、かつ的確に伝えていきます。
- ◆広報誌やパンフレットなどの紙媒体での情報については、読みやすくわかりやすいものとなるよう、内容やレイアウトなどを工夫します。
- ◆自治会組織や民生委員・児童委員、福祉委員等、関係団体や人を通じた更なる情報提供に努めます。

(3) 福祉サービスの充実

- ◆「高齢者福祉計画及び介護保険事業計画」、「障害者基本計画・障害福祉計画」、「子ども・子育て支援事業計画」等の分野別の福祉計画に基づき、各種福祉サービスの充実に努めます。
- ◆ひとり暮らし高齢者や高齢者夫婦世帯などが、住み慣れた地域で安心して暮らせるよう、在宅サービスや施設サービス等の確保・充実を図ります。
- ◆地域ケア体制の核としての地域包括支援センターの機能の充実を図ります。
- ◆障がいのある人の自立と社会参加の促進、保護者の負担軽減を図るため、障がい福祉サービス、地域生活支援事業等の充実を図ります。
- ◆子育て中の親が交流したり、気軽に相談できる場として、子育て支援センター等の充実を図るとともに、必要とされる保育サービスの充実を図ります。

(4) 人権の確保

- ◆成年後見制度についての相談窓口及び対応体制を充実し、的確かつ迅速に対応できるよう体制整備を図ります。
- ◆さまざまな広報媒体を通じて、虐待の通報・通告義務など虐待防止に関わる情報を伝え、住民の意識啓発を図ります。
- ◆個人情報の取り扱いやプライバシーについて十分に注意を払い、守秘義務を守ります。

(5) 生活困窮者への自立支援の充実

- ◆生活困窮者自立支援を図るために、「自立相談支援事業の充実」「就労に関する支援」「住居の安定及び給付金の支給」「家計改善に関する助言」「生活福祉資金の活用」などを推進します。
- ◆関係機関や地域とのネットワークづくりを推進します。
- ◆子どもの貧困対策について実態を把握し、計画的に推進します。

基本目標2 安心して暮らせる環境づくり

(1) 地域共生社会の実現に向けた取組

- ◆地域における支え合い・助け合いのネットワーク活動や活動に携わる民生委員・児童委員などの役割について住民に周知し、活動への理解を求めます。
- ◆地域における支え合い・助け合いのネットワーク活動における個人情報の取り扱いや守秘義務を守ることに関係啓発を図ります。

(2) 防犯体制・交通安全対策の推進

- ◆警察署をはじめ各関係団体、地域の協力を得ながら、犯罪の防止に関する助言や情報提供を行い、住民の安全確保のための施策を推進します。
- ◆住民の防犯や交通安全意識を高めるため、広報誌での周知啓発や講座を開催するなど、各種の啓発活動を充実します。
- ◆あいさつ運動や声かけなど、地域が進める見守り、助け合いの仕組みづくりを支援します。
- ◆学校支援ボランティア（登下校時の指導やあいさつ運動）など、地域防犯活動の支援に努めます。

(3) 災害時や緊急時の支援体制の強化

- ◆災害時要援護者の情報を地域包括支援センター、居宅介護支援事業所、社会福祉協議会や自治会などの関係団体と情報を共有することにより、災害時の安否確認や避難支援を円滑に実施できる体制づくりを進めます。
- ◆災害別の避難場所や避難経路の周知、講座や広報誌等で防災に関する情報提供を充実し、住民の防災意識を高めます。
- ◆万一の災害の場合に迅速な避難ができるよう、避難訓練等の開催を行います。
- ◆避難所において災害時要援護者が適切な支援を受けられることができるよう体制の整備に努めます。また、福祉施設などと連携し、高齢者、障がい者、妊産婦、乳幼児等、一般の避難所生活において何らかの特別な配慮を必要とする人を対象とした福祉避難所の確保に努めます。

基本目標3 ふれあいとつながりの場所づくり

(1) ふれあいの充実

- ◆誰もが気軽に参加しやすい地域でのふれあい、交流の機会、行事やイベント等の開催の機会を関係団体と協力し促進します。
- ◆若い世代が地域活動に参加しやすい環境づくりに取り組みます。
- ◆高齢者の孤独感や閉じこもりを解消するため、地域での高齢者同士の交流や子ども達の交流を促進します。
- ◆各地域で行っている行事やイベントなどに関する情報を収集し、広報紙やホームページなどで提供します。
- ◆地域子育て支援拠点事業などで、地域の親同士の交流、ネットワークづくりの場を提供します。

(2) 交流の場の確保

- ◆子どもから高齢者まで、また、障がいの有無等にかかわらず、様々な住民同士が交流できる場・機会づくりを促進します。
- ◆高齢者や子ども、親子、障がいのある人、一般の人など、誰もが集える居場所づくりとしての地域食堂を運用します。
- ◆公共施設の利用について、利用しやすいしくみづくりに取り組みます。

(3) 身近な情報の活用

- ◆個人情報の管理について、民生委員・児童委員の研修や学習会の充実を図ります。
- ◆各地区の地域活動について情報提供を行います。

基本目標4 福祉を支える人づくり

(1) 福祉・人権教育と福祉に関する広報・啓発の推進

- ◆地域福祉に関する情報の広報・啓発に努め、地域で支え合うための交流活動の大切さや、地域での支え合い活動を促す福祉意識の醸成を図ります。
- ◆学校での福祉教育を推進するほか、さまざまな機会を利用し、地域住民の福祉に対する意識の向上や福祉についての教育を推進します。
- ◆企業に障がいのある人に対する法定の雇用率を守るような広報・啓発に努めます。

(2) 民生委員・児童委員、福祉委員、ボランティア、福祉団体等の活動の促進

- ◆民生委員・児童委員、福祉委員、ボランティア等に対する認知度を高めるため、広報紙等を通じて、活動内容などを紹介します。
- ◆広報紙やホームページを利用して、継続的にボランティア活動に対する理解と協力を求めるとともに、ボランティアへの参加を呼びかけ、ボランティア活動に参加したい人がスムーズに参加できるような体制づくりを図ります。
- ◆社会福祉協議会で実施している「有償ボランティア事業」及び「ボランティアポイント事業」を広く周知し、ボランティアの人材の確保に努めます。



第2期洞爺湖町地域福祉実践計画策定委員会設置要綱

【洞爺湖町社会福祉協議会】

(目的)

第1条 この要綱は、洞爺湖町が策定した「第2期洞爺湖町地域福祉計画」に基づき、より具体的な地域福祉実践計画（以下「地域福祉実践計画」という。）を策定するため、洞爺湖町社会福祉協議会の中に「第2期洞爺湖町地域福祉実践計画策定委員会」（以下「委員会」という。）を設置し、その組織運営等について必要な事項を定めるものとする。

(所掌事項)

第2条 委員会の所掌事項は、次のとおりとする。

- (1) 地域福祉実践計画の立案に関すること。
- (2) その他地域福祉実践計画に必要と認められる事項。

(組織)

第3条 委員会は、次により構成する。

- (1) 会長が指名し、委嘱する委員 8名
- (2) アドバイザーとして洞爺湖町健康福祉課担当者
アドバイザーは、必要に応じ出席することができる。

(任期)

第4条 委員の任期は、委嘱した日から計画の策定が終了するまでとする。

2 委員が任期の途中で交代した場合の後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に委員長及び副委員長を各1名置き、委員の互選により選任する。

2 委員長は委員会を代表し、会務を総理する。

3 副委員長は委員長を補佐し、委員長に事故あるとき、又は委員長が欠けるときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議は、委員長が招集し、その議長となる。

2 委員会の会議は、委員の過半数以上の出席により成立する。

(委員・アドバイザー以外の者の出席等)

第7条 委員長は、必要があると認めるときは、委員・アドバイザー以外の者を会議に出席させ、その意見を聞き、又は資料の提供を求めることができる。

(庶務)

第8条 委員会の庶務は、洞爺湖町社会福祉協議会において処理する。

(その他)

第9条 この要綱に定めるものの他、委員会の運営に関して必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、公布の日から施行する。

(招集の特例)

2 この要綱の施行の日以後最初に開かれる会議は、第6条第1項の規定にかかわらず、会長が招集する。

第2期地域福祉実践計画 策定経過

日 程	会議・委員会等	備 考
平成30年10月30日 15:30～ 健康福祉センター	第1回第2期地域福祉実践計画策定委員会 <ul style="list-style-type: none"> ・委嘱状交付 ・委員長・副委員長の選出 ・第2期地域福祉計画の概要 ・第1期地域福祉実践計画の評価 	
平成30年11月26日 15:30～ 健康福祉センター	第2回第2期地域福祉実践計画策定委員会 <ul style="list-style-type: none"> ・「第1期地域福祉実践計画の評価」(修正) ・「第2期地域福祉実践計画」(具体的な施策) 	
平成31年 1月25日 15:00～ 健康福祉センター	第3回第2期地域福祉実践計画策定委員会 <ul style="list-style-type: none"> ・「第2期地域福祉実践計画」(具体的な施策)(修正) ・「第1章 計画のねらい」 ・「第2章 基本理念と基本目標」 	
平成31年 2月25日 15:00～ 健康福祉センター	第4回第2期地域福祉実践計画策定委員会 <ul style="list-style-type: none"> ・「第1章 計画のねらい」及び「第2章 基本理念と基本目標」(修正) ・「第4章 年次計画と評価項目」 	

第2期洞爺湖町地域福祉実践計画策定委員会委員名簿

番 号		委員会委員・幹事		洞爺湖町社会福祉協議会	
NO	氏 名	団 体	等	役 職	
1	吉 田 聡	洞爺湖町自治会連合会		委員長	
2	上 名 耕 司	洞爺湖町自治会連合会			
3	大 廣 功	洞爺湖町民生委員児童委員協議会			
4	有 田 實	洞爺湖町民生委員児童委員協議会		副委員長	
5	山 田 晃	洞爺湖町老人クラブ連合会			
6	笠 井 寛 子	胆振身体障害者福祉協会洞爺湖支部			
7	伊 藤 陽 子	医療法人関係者			
8	木 村 芳 秀	社会福祉法人関係者			

第2期 洞爺湖町地域福祉実践計画

発行 平成31年3月

発行者 社会福祉法人 洞爺湖町社会福祉協議会
虻田郡洞爺湖町栄町63番地1
TEL 0142-76-4363
FAX 0142-76-4368